消防特第 1 3 6 号 2 3 保安第 3 6 号 平成 2 3 年 8 月 3 0 日

関係県消防防災主管部長 殿

総務省消防庁特殊災害室長

経済産業省原子力安全,保安院保安課長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について(通知)

本日付けで公布・施行された政令第266号及び総務省・経済産業省告示第2号により石油コンビナート等特別防災区域の変更等が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、 石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改 正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされる とともに、関係市町村に対してもこの旨を周知されますようお願いします。

# 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令 の一部を改正する政令案について

### 1. 概 要

石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる地区を石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

特別防災区域の状況については、毎年調査を行っており、今年度の調査の結果、鹿島臨海地区について特別防災区域を拡張するとともに、姫路臨海地区において特別防災区域を縮小する必要性が明らかになったことから、当該区域について所要の改正を行う。

## 2. 改正内容

(1)基準日(その日における行政区画等をもって範囲を確定する日)を平成23年4月1日に変更

### (2) 区域の変更等

地区番号	地区名	都道府県	改正内容
1 3	鹿島臨海地区	茨城県	事業所の拡張に伴う区域拡張
4 4	姫路臨海地区	兵庫県	区域の実態に合わせ区域縮小

## 3. 今後の予定

閣 議 平成23年8月26日(金)

公 布 平成23年8月30日(火)

施行公布日施行

政令第二六六号

石油 コンビナー 1 · 等 特 別防災区域を指定する政令の一 部を改正する政令

内 閣 は、 石 油 コ ンビナー  $\vdash$ 等災害防 止 法 昭昭 和 五 十年 法 は律第八 十四号) 第二条第二号及び第四十七 条のに 規

定に基づき、この政令を制定する。

石 油コンビ ナー } 等 '特別: 防 災区域を指定する政令 (昭和五十一年政令第百九十二号)の一部を次のように

改正する。

第三項中 「平成二十二年四 . 月 一 日 を 「平成二十三年四 月 日 に改める。

別 表第十三号イ 中 並 び に大字新 浜 を 大字 新 浜 並 び に 大 大 字 粟生字 海岸」 に 改め、 「大字: · 光 字 光 0)

下に 並 びに大字粟生字 東山 及び字 浜 を加 え、 同表 第四 十 四号(2)中 字 宮 前 新 田上、」 を削 り、 及び字

流 田 を 字 流 田 及び字宮 前 新 田 上 に改め、 同 号 (8) 中 字 五. 本松、 を削 り、 「字衣 掛\_ の下に 字

五本 松 を加 え、 同号(9)中 「字沖高 洲、 字 新 Þ 畑及び」 を削 り、 「字鉄炮場、 字古新畑」 を 「字沖高 洲 に

改める。

附則

# (施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

 $\bigcirc$ 石 油 コンビナ 1 等 特 別 防 災 区 域 を指 定 する 政 令 (昭 和 Ŧī. 十 年 政 **以**令第百 九十二号

傍 線  $\mathcal{O}$ 部 分 は 改正 部 分

3 日における行政区別表各号に掲げる 又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。 |画その他の区域、埋立:地区ごとの区域の表示: 立地の区域、江水は、平成二 海岸線、二十三年四日 河月

1

改

正

案

\\ \\_{\text{--}}

、大字泉川字北浜山、字南浜茨城県鹿嶋市大字国末字北鹿島臨海地区

(2)(1)(略) 兵庫県姫路市の区域のうた 兵庫県姫路市の区域のうた。 (略)

ふのうち 次 0 区

田 字相生松、字相生亀、字相生鶴、字相字庄助新田、字前袋町、字辰巳新田、另戸、字濱崎新田、字川尻新田上、字川民、字東畑林、字西畑林、字真鶴砂田、 字大森新田 鶴 字大森新田亀、字大森新田松、字大森新田生亀、字相生鶴、字相生會所前、字一文字前袋町、字辰巳新田、字相生梅、字相生竹田、字川尻新田上、字川尻新田下、字福路町田、字真鶴扇田、字真鶴砂田、字真鶴扇田、字真鶴 字大森新田

# 1

現

行

3 川又は道路若しくは鉄道その他の施設一日における行政区画その他の区域、別表各号に掲げる地区ごとの区域の は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。 吸、埋立地の区域、海吸の表示は、平成二-海岸線、 匝 河

# 別

~ 十 二

、大字泉川字北浜山、字南浜山茨城県鹿嶋市大字国末字北浜鹿島臨海地区 の区域のうち主務大臣の定める区で開浜山、字浜屋敷及び字沢東並びにで開浜山、字浜屋敷及び字沢東並びに

大字新 浜

域 これ 5 0 区域に介在 する道路 の区域

口

十四~ 兀

四 十 四 姫路 臨

庫県姫路市 の区域のうち次の区域海地区

# (2)(1) 兵

切田、 字相生松、字、字底助新田、字、字濱崎新 字相 字大森新 飾磨区中島 字東畑 田 字大森新田亀 字大森新田松 字真鶴扇田、 字水取、 斯 字大森新田学大森新田 字福路 字真 町

(8)(3) 字向島の区域の 字向島の区域の 長町、字真鶴<sup>1</sup> のうち主務大臣の定める区域上、字流田及び字宮前新田上並びに飾磨区田梅及び字宝来の区域 飾磨区中島字高浜 浜、 玉 地字

- うち主務大臣の定める区 写、字五本松及び字塩浜並びに網干区大江島字酉高の区域の字肥塚新田北及び字肥塚新田南の区域 網干区新在家字衣松、字日富見亀及び字日富見鶴並びに網干区大江島字流作網干区新在家 字日富見梅、字日富見竹、字日富網干区新在家 字日富見梅、字日富見竹、字日富 域
- びに網干区浜田字中沖新田、字西沖新田、字寄洲新畑及び字字第一味岡、字小松鼻、字沖高洲 及び字安土川並字第一味岡、字西新々田及び字南新々田の区域 網干区興浜へ田、字東新々田、字上天保新田、字下天保新田、字北垣原田字了益新田、字替地新田、字外新田、字添地新田、字北新田字了益新田、字替地新田、字外新田、字添地新田、字北新田字了益新田、字替地新田、字外新田、字西沖並びに網干区浜の網干区興兵 (江新畑の区域のうち主務大臣の定める区域

(9) うち主 一務大臣の定める区域

長 字向 町、 字大森 島の区域のうち主務大臣の定める区域 字真鶴上及び字流 新 田 梅及び字宝  $\blacksquare$ 来 0 区 域 飾 磨区 並びに飾磨区玉四中島字高浜、字 中島字高

` 見松、 

びに網干区浜田字中沖新田、字西沖新田、字寄洲新畑及び空字第一味岡、字小松鼻、字鉄炮場、字古新畑及び字安土川を中田、字東新々田、字上天保新田、字下天保新田、字北垣田字了益新田、字替地新田、字外新田、字添地新田、字北町田字では新田、字神高洲、字新々畑及び字西沖並びに網干区の網干区興浜字沖高洲、字新々畑及び字西沖並びに網干区の 入江新畑の区域のうち主務大臣の定める区域 

の二〜七 十五 略

兀

の二〜七十五

略

+(10)